

○適切な価格転嫁の推進に向けた支援事業業務委託に係る質問・回答

通し番号	質問日	質問	回答
1	7月15日	アンケート発送時に封入する資料の種類、ボリューム(枚数)は。	「仕様書4(2)イ②」のとおり、作成したアンケート・県のチラシ1枚・国のチラシ1枚は必須で考えている。その他資料で適切なものがあれば、御提案いただきたい。
2	7月15日	購入する企業データのうち、「仕入先の名称」「販売先の名称」は主要1社だけで良いか。それとも全てか。	社数は指定しない。
3	7月15日	セミナーの講演を外部講師に依頼する場合、再委託ではなく謝金の支払いという形式で依頼することはできるか。また、公的機関の支援員・相談員を講師として提案することはできるか。	可能。
4	7月15日	好事例集を作成するにあたって外部企業に助言を依頼する場合、再委託ではなく謝金またはアドバイザー費用の形式で依頼することはできるか。	可能。
5	7月15日	好事例集のページ数はどれぐらいを想定しているか。	ページ数の想定はない。ただし、「仕様書4(5)イ」のとおり、10社からの事例収集を目標としていただくとともに、県内企業が参考としやすい好事例集の構成や記載方法となるよう御留意いただきたい。
6	7月15日	仕様書で「令和7年12月末日までにパートナーシップ構築宣言の登録社数を3,000社とすることを目標とすること。」とあるが、現在の登録社数はどのくらいか。	パートナーシップ構築宣言のポータルサイトを参照されたい。 <a href="https://www.biz-partnership.jp/list.php">https://www.biz-partnership.jp/list.php</a>
7	7月17日	仕様書で2,500社との通話、500社への訪問、パートナーシップ構築宣言の登録社数を3,000社と、それぞれ目標とする旨の記載があるが、仮に目標が未達だった場合に、達成状況に応じて委託金額の減額等の措置を取る可能性はあるか。また、現在の仕様書等には記載がないが、今後契約にあたって追記する可能性はあるか。	実績が目標から大きく乖離した場合は、県と受託者が協議の上、減額する可能性がある。 また、最終的な業務委託仕様書については、事業受託者決定後に協議の上、千葉県が作成する。
8	7月17日	企画提案時の提出書類について、捺印した誓約書の原本の提出は必要か。捺印した書類のPDFデータの提出で問題ないか。もし原本提出が必要な場合、どのタイミングで原本を提出したらよいか。	PDFデータの提出で構わない。
9	7月17日	見積書・積算内訳について、「管理費」は経費の10%以内という理解でよいか。またその算出の際の「経費」から「再委託費」は除くべきか。	管理費及び経費の計算方法については指定しない。ただし、「募集要項8(6)」のとおり、仕様書の業務内容及び本企画提案の内容を実施するために必要な全ての費用を算定すること。
10	7月17日	仕様書4(2)調査票の設問数およびページ数は。	設問数及びページ数の指定はないが、「仕様書4(2)ア」の設問項目を満たすアンケートとすること。
11	7月17日	仕様書4(2)貴県から往信用封筒を受領する場合、受領できる最大部数および規格(角2封筒等)は。	県が提供する封筒はアンケートの発送数を上限とする。規格は長形2号または角形3号とする。
12	7月17日	仕様書4(2)「県が別途提供するパートナーシップ構築宣言登録社一覧」については、Excel等の加工可能なデータ形式でいただけるのか。また、どのような項目が掲載されているのか。	Excel等の加工可能なデータ形式を想定。また、提供する項目は、法人名及び業種を想定。

○適切な価格転嫁の推進に向けた支援事業業務委託に係る質問・回答

通し番号	質問日	質問	回答
13	7月17日	仕様書4(2) 「県及び国が作成している価格転嫁に関するチラシ」は原稿をデータで提供いただき、受託者側で印刷を行って封入するのか。その場合の印刷仕様は(ページ数、片面/両面、モノクロ/カラー印刷等)。	県は受託者に原稿データを提供し、受託者側で印刷の上、封入いただく。印刷仕様は国のチラシ(A4・片面・カラー)、県のチラシ(A4・両面・カラー)とする。
14	7月17日	仕様書4(2) 「その他、県と協議の上定める資料」については何枚程度を見込むか。	現時点で枚数の想定はない。
15	7月17日	仕様書4(2) 資料全体の想定g数は、100g以内で収まるか。	重量はアンケートの枚数等による。
16	7月17日	仕様書4(2) 「県内企業からの回答結果を随時集計すること」とあるが、調査期間中も含め、中間の集計結果をご提出する必要があるか。また、報告回数は何回程度か。	「仕様書5(2)」のとおり、県に対して定期的(月1回以上)に報告すること。
17	7月17日	仕様書4(4) セミナーの集客については原則受託者側で行うものか。	お見込みのとおり。ただし、県も関係機関を通した周知等により、集客に努めるものとする。
18	7月17日	仕様書4(4) セミナー動画のYouTubeアップロードについて、千葉県公式セミナーチャンネル等の公式チャンネルを活用することは可能か。	担当部署である報道広報課と協議した上で使用可能。
19	7月17日	仕様書4(5) 好事例集について、ホームページ等で対外的に公表する予定はあるか。また、想定している活用方法や実名の公表有無は。	県ホームページでの公表や関係機関への周知等による活用を予定している。実名の公表有無は指定しない。
20	7月17日	仕様書5(1)ウ アンケート結果とは、図表や分析コメントを掲載して作成する報告書という認識で良いか。	成果物としてはお見込みのとおり。ただし、回答16のとおり、回答結果(生データ)は県に対して定期的(月1回以上)に報告すること。
21	7月17日	セミナーを外部講師に依頼する際の御依頼状について、貴県名で依頼することは可能か。	受託者名で依頼いただきたい。その際は、県からの受託事業であることを記載いただいても構わない。